

●香川県告示第60号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成23年2月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第10号
- 2 指 定 年 月 日 平成23年2月7日
- 3 指定道路の位置 観音寺市茂木町3丁目甲453番1、甲453番2及び同地先水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル及び4.20メートル  
延長 71.93メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。